

## 奈義町障害者活躍推進計画

機関名	奈義町（町長部局）
任命権者	奈義町長
計画期間	令和2年4月1日～令和4年3月31日（2年間）
奈義町（町長部局）における障害者雇用に関する課題	<p>奈義町においては、職員総数が約70人程度の小規模な機関であるが、平成30年度から障害者に限定した募集・採用を行っている。</p> <p>これまで法定雇用障害者数は達成しているものの、法定雇用率が未達成であることから、計画期間の終期までに法定雇用率の達成を目指すとともに、採用した障害者である職員の更なる活躍のため、体制整備及び環境整備の充実を図る。</p>
目標	
①採用に関する目標	<p><b>【実雇用率】</b> 令和3年6月1日時点 2.50% （参考）令和元年6月1日時点の実雇用率 2.05%</p> <p><b>【評価方法】</b> 毎年の任命状況通報により把握・進捗管理</p>
②定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせない</p> <p><b>【評価方法】</b> 毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理</p>
取組内容	
1 障害者の活躍を推進する体制整備	<p>障害者雇用推進者として総務課長を選任する。</p> <p>障害者である職員の相談窓口を設定する。</p>
2 障害者の活躍の基本となる職務の選出・創出	<p>障害者が従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p>
3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>なお、措置を講じる際には、障害者からの要望を踏まえつつ、可能な範囲内において適切に実施する。</p> <p>募集・採用の際は、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定すること。</li> <li>・「自力で通勤できること」、「介助者なしで業務が遂行できること」、「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を付すこと。</li> <li>・特定の就労支援施設からの受入れに限定すること。</li> </ul>
4 その他	<p>各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。</p>